

# 1

# 総論

## 1 制度概要

### (1) 関係法令等

国民健康保険法（以下本章において「国保法」という。）

国民健康保険法施行令（以下本章において「国保令」という。）

国民健康保険法施行規則（以下本章において「国保規則」という。）

A市国民健康保険条例（以下本章において「A市国保条例」という。）

A市国民健康保険条例施行規則（以下本章において「A市国保規則」という。）

住民基本台帳法（以下本章において「住基法」という。）

A市国民健康保険料滞納者に係る措置に関する要綱（以下本章において「A市国保滞納者措置要綱」という。）

A市国民健康保険被保険者資格喪失確認処理取扱要領（以下本章において「A市国保資格喪失取扱要領」という。）

### (2) 国民皆保険制度

国民健康保険は、社会保障及び国民保健の向上という目的のために、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとして（国保法2条）、昭和36年4月にすべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険体制が確立した。

上記目的に寄与すべく、旧国保法（昭和13年）を全面改正した国保法は、国民健康保険事業の健全な運営の確保のための規定を設けている（国保法1条）。

### (3) 国民健康保険の保険者及び被保険者

市町村及び特別区（以下本章において「市町村」という。）は保険者となる。保険者は国保法の定めるところにより国民健康保険給付を行う（国保法3条1項）。

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となる（国保法5条）。すなわち、国保法6条の適用除外に該当する者を除き、国民がすべて被保険者になることが予定されている。

### (4) 国民健康保険の保険料

保険者である市町村は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯主に課税する国民健康保険税（地税法703条の4）と、国民健康保険税と同じく世帯主に賦課する国民健康保険料（国保法76条1項本文。以下本章において「保険料」という。）のいずれかを選択することができるが、A市の場合は保険料として賦課し、徴収している。

A市の保険料は、「所得割額」、「均等割額」及び「平等割額」の合計額が賦課される。

所得割額とは、前年（1月1日～12月31日）の所得から基礎控除として33万円を控除した金額に、

医療分料率、後期高齢者支援金分料率及び介護分料率をそれぞれ乗じた金額の合計金額である。均等割額とは、1人当たりの基本料金（医療分、後期高齢者支援金分及び介護分の合計額）に保険加入人数を乗じた金額である。平等割額とは、一世帯当たりの基本料金（医療分、後期高齢者支援金分及び介護分の合計額）であり、それぞれの介護分については40歳以上65歳未満の被保険者にのみ加算される。これらの料率、基本料金は毎年度見直される。

### (5) 国民健康保険料の納付義務者（国保法76条1項、76条の3第1項）

保険料の納付義務者は、被保険者が属する世帯の世帯主であり、必ずしも被保険者本人と一致しない。そのため、家族が国民健康保険に加入している場合、世帯主が国民健康保険に加入していても、当該世帯主は保険料の納付義務を負うことになる。このような世帯主を「擬制世帯主」と呼んでいる（山口地判昭44年3月31日・最高裁HP参照。社会保険に加入している擬制世帯主が国民健康保険料の賦課処分の取消しを求めた事例で、適法として請求を棄却している。）。

## 2 債権の種類

国保法の規定により保険者である市町村が取得する債権には、保険料債権と代位取得した第三者行為損害賠償請求権の2種類がある。これらの債権は、その発生根拠の違いから、以下のとおり全く違う性質を有している。

したがって、債権の管理においても、これらの債権の性質の差異に着目することが必要である。

- (1) 保険料債権は、強制徴収公債権である。市町村が徴収する保険料その他国保法の規定による徴収金は、自治法231条の3第3項に規定する「法律で定める歳入」とされている（国保法79条の2）。その結果、自治法231条の3第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき保険料を納付しないときは、「地方税の滞納処分の例により処分することができる」。
- (2) 第三者行為損害賠償請求権は、私債権である。市町村（保険者）は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する（国保法64条1項）。市町村が取得する権利を実務上「求償権」と呼んでいる。ただし、法的には、「右損害賠償請求権は、その給付がされた都度、当然に保険者に移転する」に過ぎないものである（最判平10年9月10日・判タ986号189頁参照）。

被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権は、不法行為（民法709条以下）又は債務不履行（民法415条）という私法上の行為を原因として発生する純然たる私債権である。

どのような場合に、どの範囲で、損害賠償請求権を行使することができるかについては、専門的な知識の習熟を要するところである。

現在、A市は、B県国民健康保険団体連合会（以下本章において「B県国保連」という。）に対し求償事務を委託（国保法64条3項）している。ただし、委託するか否かは保険者の任意であるから、A市としては、B県国保連へ委託したことに安心することなく、A市独自に第三者行為情報を

収集するほか、B県国保連による交渉・回収状況を法的観点から検討し、必要に応じて市独自に管理・回収（訴訟を含む。）を行うことも必要である。

### 3 時効期間

- (1) 保険料債権の時効期間は、2年（国保法110条1項）であり、消滅時効の起算点は、A市国保条例で定める納期（国保法81条）の翌日である。すなわち、民法166条1項は、消滅時効は「権利を行使することができる時」から進行すると定めている。この規定は、自治法236条3項により、公債権にも準用される。履行期の定めのある債務は、民法135条により「期限が到来するまで、これを請求することができない」と定められている。これに初日不参入の原則（国保法111条が準用する民法140条）を適用し、納期限の翌日から消滅時効が進行することになる。

A市国保条例は、4月1日から同月末日までを第1期と定め、以後、12期に分割して納期を定めている。そのため、保険料債権は、各期ごとに個別に発生し、各納期の翌日から格別に消滅時効が進行することになる。

保険料債権は公債権であるため、時効期間の経過により援用を要することなく当然に消滅する（自治法236条2項）。

時効中断事由としては、差押え及び承認があるほか、保険料の督促も、民法153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する（国保法110条2項）。この時効中断事由についても、各期の保険料債権ごとに管理することが必要となる。

- (2) 第三者行為損害賠償請求権（不法行為を原因とする場合）の時効期間は、3年（民法724条前段）であり、消滅時効の起算点は、被害者（被保険者）又はその法定代理人が「損害及び加害者を知ったとき」の翌日である（民法724条）。保険者である市町村が損害及び加害者を把握していなかった場合でも、被保険者本人又はその法定代理人がこれらを知ったときから消滅時効が進行することになるので、注意が必要である。

第三者行為損害賠償請求権は私債権であるため、時効の援用がなければ、消滅時効の効力は発生しない（民法145条）。

時効中断事由は、民法の原則（民法147条～157条）に従う。具体的な消滅時効の起算点及び時効中断事由については、一律に定めることは困難であり、裁判例を踏まえ、個々の事例ごとに検討することが必要である。裁判実務上は、治癒又は症状固定時から消滅時効が進行するものとして取り扱われている（本章51頁・Q14参照）。そのため、時効管理にあたっては、治癒又は症状固定時期を確認しておくことが不可欠である。

### 4 債権の特色

- (1) 国民健康保険財政安定化のための制度設計と潜在的リスク

国民健康保険特別会計は、保険料未納が直ちに財政の悪化には繋がらない仕組みになっている。

機関に対し、保険給付事由が交通事故や労災などの第三者行為に起因するものであるか否かに関する疑義情報を提供しよう協力を要請するなど、情報収集の取組みを強化することが望まれる。

## 4 相談事例と対処法（Q&A）

### Q1 擬制世帯主の保険料納付義務と世帯主変更について

（説例）

Xさん（住民票上の世帯主）は、組合健康保険に加入しています。その子のYさんは、自営業を営み収入もあることから国民健康保険に加入しています。

A市は、Xさんに対し、Yさんの国民健康保険料を賦課して国民健康保険料決定（更正）通知書と納付通知書を送付しました。

しかし、Yさんが国民健康保険に加入した平成20年4月から現在まで、一度もXさんからの納付がありません。

（質問）

- 1) この場合、Xさんを住民票及び国民健康保険法上の「世帯主」としたまま、Yさんに滞納保険料（平成20年度1期～12期）の催告書を送付することができるでしょうか。
- 2) また、国民健康保険法上の「世帯主」をYさんに変更すれば、Yさんに対し、「世帯主」変更前の滞納保険料（平成20年度1期～12期）の催告書を送付することができるでしょうか。

**A**

質問1) について

Yさんに関する平成20年度保険料は、保険料賦課期日（当該年度の初日・国保法76条の2、又は、被保険者資格取得日・A市国保条例）現在において、世帯主であるXさんを納付義務者として成立しており、当該滞納保険料をYさんに賦課し、催告することはできません。

質問2) について

世帯主をYさんに変更した場合、世帯主変更後に納期の到来する保険料（当月を含む。）については、Xさんの納付義務は消滅するため（A市国保条例）、新たな世帯主であるYさんに賦課することができます。これに対し、世帯主変更前に納期の到来している滞納保険料（前月まで。）については、既にXさんを納付義務者として成立していますので、Yさんに賦課することも催告することもできません。

**解説**

- 1 税の場合、納税義務の「成立」と「確定」を分けて考えています。

例えば、「納税義務は法律の定める課税要件の充足によって成立し、更正・決定・賦課決定は租

税を賦課する行為ではなく、納税義務の内容を確定する行為」である、「納税義務の成立時期と内容確定時期とは区別されなければならない」と説明されています<sup>(2)</sup>。

このような理解のもとに、申告納税方式を採用する所得税に関し、確定申告に対する課税庁の「更正」及び納税者が申告義務を怠った場合に行う税額等の「決定」については、「新たに納税義務を課す行為ではなく、課税要件の充足によってすでに成立している納税義務を確定する行為（行政行為の分類に即していれば、確認行為である）」と解されています<sup>(3)</sup>。

2 強制徴収債権である国民健康保険料についても、税と同様に、保険料の納付義務は保険料賦課期日（当該年度の初日又は被保険者資格取得日）を基準日として成立し、「国民健康保険料決定（更正）通知書」と「納付通知書」の送付により保険料の内容（納付額、納期等）が具体的に確定すると考えることができます。

3 国民健康保険の保険料は、保険料賦課期日現在の「世帯主」に納付義務があります。Yさんに関する平成20年度保険料については、平成20年4月1日現在の「世帯主」として住民登録されているXさんを納付義務者として成立しています。このような世帯主を、国民健康保険の被保険者でないという意味で、「擬制世帯主」とよびます。

したがって、保険料賦課期日現在の「世帯主」でないYさんには、納付義務が成立する余地はありませんので、Yさんに対して平成20年度保険料を賦課し、催告することはできません。

4 ところで、厚生労働省は、「擬制世帯において世帯主の変更を希望する場合については、従来の国民健康保険法上の世帯主の取扱いを変更し、当該擬制世帯に属する国民健康保険の被保険者を国民健康保険における世帯主とすることができる」旨通知しています。

〈参考〉平成13年12月25日保発第291号「国民健康保険における『世帯主』の取扱いについて」都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知

（略）地方税法第703条の4の規定による国民健康保険税の納税義務者である「世帯主」については、「主として世帯の生計を維持する者であって、国民健康保険税の納税義務者として社会通念上妥当とみとめられる者」と解することとしており（昭和26年7月9日付け保発第56号都道府県知事あて厚生労働省保険局長・地方財政委員会税務部長通知）、国民健康保険法にいう「世帯主」の定義についても、これに準じて取り扱うこととしているところである（昭和26年7月9日付け保発第56号の2都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知）。

こうした「世帯主」の解釈に関し、国民健康保険の被保険者でない者が世帯主となっている世帯（以下「擬制世帯」という。）における世帯主（以下「擬制世帯主」という。）の取扱いについては、国民健康保険制度上の帰属関係を表していない場合もあることから、以後下記のとおり取り扱うこととするので、その旨御了知の上、貴管下保険者における事務の取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

記

1 趣旨

擬制世帯において世帯主の変更を希望する場合については、従来の国民健康保険法上の世帯主の取扱いを変更し、当該擬制世帯に属する国民健康保険の被保険者を国民健康保険における世帯主とすることができることとする。

2 擬制世帯であることを理由とする世帯主変更の手続き

- (1) 擬制世帯に属する国民健康保険の被保険者で世帯主となることを希望する者は、国民健康保険法施行規則第10条の2に規定する世帯主の変更を市町村に届け出ること。
- (2) 上記の届出を行う場合は、擬制世帯主の同意を必要とすること。
- (3) 市町村長は、擬制世帯主が保険料（税）を完納しており、かつ、世帯主を変更した後も保険料（税）の納付義務や各種届出義務の確実な履行が見込める等、国民健康保険事業の運営上支障がないと認める場合に限り、擬制世帯に係る世帯主の変更を行うこと。

3 留意事項

- (1) 本通知の取扱いは、変更前の世帯主が擬制世帯主である場合に限るものであり、住民基本台帳法第25条に規定する世帯主の変更を届け出ることなく、国民健康保険の被保険者を国民健康保険における世帯主とする取扱いを認めるものであること。
- (2) 本通知に基づく世帯主の変更後に、当該世帯主について保険料（税）の滞納等国民健康保険事業の運営上支障が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合には、市町村長は、擬制世帯主を再度世帯主とすることができること。
- (3) 擬制世帯主であった者が本通知に基づく世帯主の変更後に国民健康保険の被保険者となった場合等、本来世帯主となるべき者が国民健康保険の被保険者となった場合には、市町村長は、当該世帯主となるべき者を国民健康保険の世帯主とするべきであること。

5 そこで、Yさん（国民健康保険の被保険者）が「世帯主」となることを希望し、Xさん（住民票上の世帯主）がこれに同意する場合は、国保規則10条の2に規定する世帯主の変更を市町村に届け出ることができます。

6 国民健康保険法上の「世帯主」をYさんに変更した場合の保険料の負担は、次のとおりとなります。

ア 世帯主変更後に納期の到来する保険料（当月を含む。）

世帯主変更に伴い、以後のXさんの保険料納付義務は消滅します（A市国保条例）。そして、賦課期日現在の国民健康保険法上の「世帯主」であるYさんが新たな納付義務者となりますので、A市は、Yさんに対し納入通知書の送付をもって賦課することができます。

イ 世帯主変更前に納期の到来している平成20年度滞納保険料（前月まで。）

賦課期日現在の「世帯主」であるXさんを納付義務者として成立し、かつ、Xさんに対する納入通知書によりXさんの納付義務が確定しています。

したがって、賦課期日現在の国民健康保険法上の「世帯主」でないYさんに対し、遡って賦課し、催告することはできません。